

館座長司会進行により、北川、前野両分科会長から全議員に対して報告書に沿って説明。その後、以下のとおり質疑があった。

竹上議員

「地方財政制度4 提言(1)議会として取り組むべきこと 専門的知見を活用した審議体制の充実」の部分について、具体的にどのようなものを想定しているのか。例えば監査では、包括外部監査で第三者からの意見をもらう制度になっている。議会も同じようにアウトソーシングにより第三者から意見をもらうことになるのか。それとも、財務諸表を分かりやすくひもとして、議員の理解の手助けをしてもらうことをイメージしているのか。

また、「地方財政制度4 提言(2)執行機関に対して望まれること 財政運営の透明性、計画性の向上のための仕組みづくり」の部分について、あまりイメージがわからない。今、戦略計画があり、経常収支比率などの目標を立ててやっているが、それ以上に新たな基準や目標を立てて、中長期ビジョンみたいなものをつくらうということを行っているのか、それとも、もう少し基準を増やして、動きを見ていこうとしているのか。

前野分科会長

1点目の専門的知見の活用については、公会計制度改革により財務諸表が整備され、公開されることとなるが、われわれ議会も含めて、県民が読み解くまでの専門性があるかということ、なかなかそうはいかない状況であるのが現実である。議員は政務・政局に当たっており、時間的余裕がないこともあり、制度や中身が十分に理解できるまで、監査法人や公会計を専門にしている大学教授などの方々に分析を依頼し、議会が示唆を受ける。それを予算決算常任委員会や本会議の議論の中に生かしていくといったことが必要であるという意見が検討会の中で出されました。具体的方法については、議会基本条例の12,13,14条などいろいろ方法があるが、読み解いてもらったものを議員が説明を受ける、ということ想定している。

2点目の仕組みづくりについては、三重県は県民、議会に対しての公開もかなり進んでおり、非財務情報に対しての行政評価システムなどの取り組みも評価できる。これらを県民に対してうまく情報提供し、誰にでも理解できるような状況をつくってもらえればという意識で書いてある。

竹上委員

専門的知見の活用について、議員はそれぞれ異なった意見を持っている。議会から公認会計士などに依頼して分析してもらい、それが議会としての意見となってしまうおそれがあるので、そうなってしまってはよくない。議会としてそこまでやる必要があるのかという思いはある。

前野委員

財務諸表を見て、われわれ議員がすべて理解できるとは限らない。基本の見方、読み方を教えてもらうことは意義のあること。議員の分析能力の向上にもつなげるためにも、専門的知見の活用は必要だと考える。

以上